

第十回 参議院電気通信委員会會議録第十二号

昭和二十六年三月二十七日(火曜日)午
前十一時二十四分開会

本日の會議に付した事件

○有線放送業務の運用の規正に関する
法律案

○派遣議員の報告に関する件

○連合委員会開会の件

○委員長(寺尾豊君) 只今より會議を
開きます。

昨日に引き続きまして審議をいたしま
す。なお昨日山田委員よりの御質疑に
対して政府委員より説明が残つており
ますから……。

○政府委員(網島駿君) 昨日山田さん
から、この有線放送業務の運用の規正
に関する法律案の施行に伴いまして、
どのくらい政府として経費が必要かと
いう御質問がございました。それに關
しましてお手許に有線放送の規正に必
要なる経費といたしまして表を差上げ
てございます。これにつきまして極く
要点だけ御説明申し上げますと、この法
律の施行に当りまして、私どもとして
必要と考へておりますのは、若干の人
間とそれから旅費並びに物件費でござ
います。人員に關しましては、これは
有線放送の現場に参りましては、これ
届出の状況につきまして監査をする、
それから又場合によりまして放送の内
容につきましていろいろな記録を調べ
に参るといふような、地方の第一線の
監査員と申しますか、その人員と、
中央におりまして各種の届出を整理
し、これについて適当な調査をする人

員と両方でございます。両方併せま
して二十七名考へております。その内
訳は、中央が七名で、地方各監理局に
二名ずつ十カ所でございますからして
二十名、合計二十七名というふうに考
えております。私どもとしてこの程度
の人員で十分であるとは考へておりま
せんけれども、極力行政簡素化の精神
に副いまして、現在の人員をやり繰り
し、双方併せてこの程度の人員でやり
たいと考へておる次第であります。

次は旅費でございます。この旅費
につきましては中央から各監理局並び
に場合によりまして現場に参りまし
て、いろいろな指示並びに打合せ、そ
ういうための旅費といたしまして中央
において約二百六十六万円、それから
地方におきまして約四百万円程度考へ
ております。

次に物件費でございます。これは
場合によりまして、放送の内容を録
音しまして、証拠として残して置くとい
うことも考へられますので、そのた
めの録音設備を各監理局に一合ずつ酒
置いたしたいと考へております。そ
の経費といたしまして、約五百万円考
えております。総計いたしまして、中
央の電波監理総局におきまして約八百
六十七万円、地方の電波監理局に六百
二十五万円、合計千四百九十三万円余
りのものを来年度といたしまして必要
と考へております。目下大蔵省と折
衝中でございます。大蔵省におきまし
てもいろいろ厚意を以て考へてくれ
ておりまして、当面の問題といたしまし

ては、来年度の四月からの予算はす
でに国会に出ておりますので、間に合
いませんので、当分の間は予備費からこ
れを支出せざるを得ないと思つてお
りますが、爾余の年度内の経費につ
きましては、適當の機会に補正予算とし
て国会に提出したいというふうに考
へておりまして、大蔵省とその線で相
談を進めておる次第でございます。以
上でお答えを終わります。

○山田節男君 ちよつと網島局長に聞
くのですが、労働省の労働基準局で
は、いろいろの起重機だとか或いはボ
イラーとかいろいろのをテストして、そ
うして何といふものを査定した手数料
を取つておるのです。電波管理委員
会として、例えばラヂオ共同聴取
の親受信機が一定の基準に適合する
かどうかというように検査して
証明書を与える。そういうことになれ
ば一定の手数料を取る。こういう例は
ほかにはないですね、電波管理委員会
の管内の仕事で。

○政府委員(網島駿君) 従来私どもの
担当しております無線の施設、勿論
その中には放送も入つておりますが、
こういう無線の施設に關しましては電
波法によりまして毎年一回は定期検査
をしなければなりません。その他必
要に應じまして臨時検査をいたします
が、このときには検査手数料を取る
ことになつております。その手数料の
最大限の額といふものは法律で定めら
れておりまして、その法律の範囲内で

政令によつて個々の場合を規定して
おります。従いまして従来私どもの担当
している検査の大部分の場合におきま
しては手数料を取つておるのございま
すが、只今お話にございました共同
聴取のための親受信機と申しますか、
そういうものにつきましては、電波法
はそういうことを予想しては考へてお
りません。従いまして現在の電
波法並びに今度の有線放送に関する法
律にそういう規定がございせん。今
の状態で私どもはそれに必
要な手数料といふものは取ることはで
きない、こういうふうに考へておる次
第でございます。

○山田節男君 それは何ですか、この
法律によつて、政令或いは規則とい
うものがあれば手数料は取れるわけだ
か、それとも普通の無線とは違つてラ
ヂオ共同聴取の親受信機は極めて簡
単なものだからして、そういうものに値
しない、こういう意味ですか。

○政府委員(網島駿君) 電波法にお
きましては一応受信だけの設備につ
きましては検査の対象から除外してある
のでございます。従いましてそういうも
のを考へておりません。勿論今
度の法律にありますが、親受信
機からたくさん線が出てまして、それに
ラッパが附いて行くといふことになり
ますれば、その親受信機は単なる一世
帯だけのものではありませんが、相当
公共上重要な施設となつて参りますの
で、検査したほうがいいというふう

も考へられるのでありますが、今度の
法律は設備の点は触れておりませんの
で、その点にはタッチしておらないと
いうふうに、私どももそういうふうにお
考へになつたのではないかと、この親
受信機の問題につきましては、この法律
の施行後、状況によりましては電波法
の改正なり何なりによりまして、必要
が起りましたら附加するようにした
らうかというふうに考へておる次第
であります。

○山田節男君 これはまあこのラヂ
オの共同聴取だけを考へて見ても、こ
れは近き将来NHKでも相当奨励し
ることでありますから、五万戸の聴
取者は比較的近い将来にできるのは
ないかと思ふのであります。そうす
ると聴取料五十円として年間三千万
円収入があるのです。それだけの
大きな手数料、聴取料が収入として
入つて来ると。そういうものであるに
おける。NHKとしても相当共同聴取
に対しての維持管理の改善とか、サ
ービスをよくするといふような方面
に相当な金を使つてもいいのじやな
いかと思ふのであります。ですから
若し電波監理委員会として手数料を
親受信機或いは街頭放送から常識
的なものに対しては一定の基準を設
けて、危険があり、或いは非常に
騒音の騒々しいといふふうな騒音
防止のために監視をするといふよう
なことを、電波監理委員会として
できなければ、やはりNHKがやる
わけに

も行かないとすれば、私は年間三千万円の収入があり、ラジオ共同聴取に對しても、NHKが何かの形で電波監理委員会のそういう監査に對して一定の給付、例えば五十円に對して五分とかいうようなものでもいいから、何か納付金制度のようなものを電波監理委員会の、こういう監査制度に對する財政的な何か裏付けをするというようにことを考えたならば、或る意味において國家の支出の節約にもなり、それから又同時に事業の施設からいつてNHKもこれも相當私はこれに對して反對給付的なことをやるのは當然じゃないかと思うのであります。ですからNHKが電波監理委員会を監督官庁として、NHKのほうでそういう聴取者に對して五分とか或いは二%とかやつても、年間相當の金が入るのじゃないでしょうか。そういうようなことは考えられるかどうか。今の會計規定からいつて、そういうことができるかできないかを伺いたい。

○政府委員(網島毅君) 御承知のように現在の放送法によりましては聴取料金は全部NHKに入りまして、NHKはその聴取料を、國會の承認を得た予算の範囲内で自分の業務に使つて行くという建前になつておりまして、政府に納付するとか、或いはほかの適當なる機關にそれを出すというふうなことはなつておられないのでございまして、將來そういうことが考えられないものかどうかということにつきましまして、これは私どもとして大いに研究の余地があると考えておるのであります。これは今後民間放送がどういふふうに進達して行くかということにも関連いたしますし、又只今指摘された

ように、この有線放送或いは共同聴取というものの発達とも脱み合せまして、このNHKの聴取料というものの便い方というものの、おのずから又別な考え方が出て来るのではないかと、御承知のようによい、英國におきましてはBBCの聴取料は、英國の郵政庁が一応自分で収めまして、そのうちの何%かをBBCに返してやる、そういう若干のものを政府として積立というところまでおきまして、これは絶対考えられないという問題ではないと思ひます。今のところ私どもとして急にこの問題を取上げてどうするということまでは至っておりませんが、御趣旨の点は委員會として十分研究いたしたいと思つております。

○新谷實三郎君 今までの委員會に欠席したものですから、今までの審議は實際よく知らないのですが、この法律案で行きますと、施設方面はこれは電信法で、電信法で規律するということになるようです。そこで私心配しますのは二條の第三号に書いておられますやうないわゆる街頭放送のやうなものができたとして、二條の一号二号に書いておられますやうないわゆる共同聴取とか或いは公共的な方面で要求されております有線放送、こういうものを助長するように考えなければならぬ、こういうふうな見地から行きますと、一方ではこの法律案によりまして有線放送についての届出を必要とする、電波監理委員會の規則がどういふふうな規則になるかまだよく存じませんが、とにかく届出をして、何らかの制限を付けて、同時に電信法によりま

して恐らく施設については許可を要するということになるのじゃないかと思ふのです。そういうことになりますと、共同聴取のごとき例にとりますと、非常に僻地の、而も官庁とも余り關係のないやうな人たちが施設してある、利用してあるわけですね。一方で例へば電氣通信局ですか、各地の電氣通信局に許可の申請をしたり、一方で恐らくこれは電波監理部ですか、こういうたところへ届出をして、両方の間を駆け廻らないやつて行けないというやうなことになるはしないかと思ふのです。ですから私はむしろこの二條の一号、二号に書いてありますやうな事柄については、電氣通信省關係の、施設面においては一律に許可というやうなことでなしに簡單な方法をおとりになることができないかどうか、できれば官庁内部の關係は別として、窓口を一本にしてやるというやうなことを考えてやらないと、これはなか／＼その利用者も、それから施設をするかたでも非常に困ると思ふのです。勢ひ発達をむしろ阻害して行くというやうな結果になると思ふのです。そういうことについては、電通省と電波監理委員會で何かお話し合いでもあるのですか、又今どんなことをお考えになつておりますか、一方は許可をし一方は届出をするということになりますと、これは結局許可を受けなければやれないということにしかならない、如何に一方で簡単にしましても、一方で許可制度をとつておられると、これではしうがなと思ふのです。これはやはり両方歩調を揃えて、成るべく簡便に一号、二号の運用についてはむしろ助長するといふつもりで考えるというやうな考え方が

が必要だと思ふのですが、如何でしようか。

○説明員(杉山榮藏君) 只今の御質問に對しましてお答え申し上げます。御承知のように電信法は明治三十三年といふ古い法律でございまして、その後改訂いたしておりますために、必ずしも今日の状況に適應しておるという法制度であるといふふうに私どもは確信を持つていないのでございまして、併しそういう意味からいいますと、只今の御質問のやうに助長すべきものと本當に取締るべきものという点につきましましては、はつきりした區別がなされてないといふことも事實であらうかと考えます。併しながら法を運用する面におきまして、それならばどういふ態度を以て臨むかということになりますと、御指摘のやうにできるだけ窓口の統一なり、或いは一方にせういふ施設の申請をして来る場合におきましては、電波監理委員會のほうへ大体そういう施設の許可が来ておるといふやうなことを御通知申上げるといふやうな方法を、電波監理委員會との間に取決めまして、この問題に當りたいといふふうにご考慮しております。

○新谷實三郎君 今のところさういふお答え以外にはしうがなと思ふのですが、私はもう少し端的に言いますと、第二條第一号、第二号のやうな事業については、丁度この電波監理委員會がとらんとするやうな態度と同じやうな一つの基準を設けて、一般の公衆通信に影響を及ぼさないやうな一つの基準をこしらえて、その基準に合つておればよろしい、その基準に合つておるかどうかということは、これはあとで調べてもわかることであらう。又

特別の事情で何か公衆通信に妨害を与えるやうな事実があれば、すぐにその施設の変更を命ずるといふやうな措置をとることによつて、電氣通信省としての十二分に目的を達し得ることと思ふのです。こういう有線放送の施設については、先づ一般の公衆通信と同じやうな考えで以て許可をしなければやつちやいけなないのだという態度をとられると、これは電氣通信省としては行き過ぎじやないかと思ふのですが、そういう点を若し明確に現わすならば、この法律のどこかに、電信法第何條かの運用についてどういふやうな特例をこしらえて行くといふやうなことを書いて置いてみる差支えないかと私は思ふのです。その点如何でしよう。

○説明員(杉山榮藏君) 只今御審議中の法律案におきまして一番問題になりましますのは、共同聴取と、それからマイクローフォンを設備いたしまして、施設が膨大な回線距離を持つた施設でございしますが、この点になりますと、施設そのものが相當膨大になり発展性も持つておりますし、かた／＼今日の状況から見ますと、相當技術基準の低いために北海道その他におきまして公衆通信が用を便しないといふやうな状況も聞いておりますので、さういふ点につきましては御指摘のやうに或る程度の技術的な指導の面からいたしまして、監督を加えなければならぬのも実情でございまして。さういふ点から見ますと、施設そのものが申請されて来た場合におきましては、よく技術的な内容につきまして検討を加えまして、その地域に公衆通信施設がないといふやうな状況におきましては或る程度技術基準を下廻つておりますもこ

れを許可して行く。併しながらその土地に公衆電氣通信施設があつて、相当妨害を発生する虞れが初めから顯著にわかるというふうなものにつきましては、これを十分検討いたしまして、その技術基準にできるだけ適合するような措置を以て臨むために或る程度許可主義をとらざるを得ないと思ひます。そういう点からしまして施設の規模なりその地域の状況というふうなものを十分検討いたしまして判断いたしまして、一概に届出だけでその後の施設を認めるというふうにはなか／＼参らないかと存じまするので、只今電氣通信省におきましてはこの有線放送にありまする技術基準を検討してその案を作成中でございます。

○新谷實三郎君 私は今お答え願つたことをお尋ねしておるのではないのです。私の尋ねておるのは、要するに電氣通信省としても公衆通信に妨害を与えられるような施設では困るので、その点は同感なのです。それは何らかの方法によつて制限をするとか、監督をしなればならぬと思ひます。併しそれは無線と違つて有線のほうは、妨害を与えようといふまでも、全然離れた所に、或る間隔を以て離して置いて施設して行けば妨害はないのではないかと、与えられるはずはない、或る場合に非常に公衆通信に影響を与えるようなものが現在発生しておるものがあるから、何らかの監督をしようとか、許可主義をとらうといふこと、これは理由にならないので、むしろ成るべく完全、そうしてむしろこういつた施設を助長して行くというふうな点から言ひますと、あなたがたで考えられた技術的な基準ですね、こういうふうに施設

設するならばよろしいのだというものができれば、その基準に従つて施設する場合にはよろしいといふことを書いて置けばいいので、それに若し反した者があれば取締ればいいのです。或いは施設変更を命じてもいいのです。その権限は勿論留保しなければならぬ。併しそういうものがあるからといつて、現在放任されておるからといつたものができておるので、今度はこれによつて両方の面から、施設面も業務面も取締つて行くといふのだから、現在その規格に合わないようなもの、基準に合わないものは変えて行かなければならぬと予想しますと、将来とも如何なる場合も施設面はやはり許可権を留保しなければならぬといふことは私は行過ぎではないか、むしろ例外的なもののために全体に非常に余計な手数をかけ、面倒になるのみならず、立案に当られた本省のかた／＼は、共同聴取といふものは一体どういふふうに考えるか。どういふふうに助長すべきかといふことは十分御認識だと思ひます、今のようなお答えがあつたと思ひますけれども、併し現場に行くとなかなかそうは行かん。これはどここの官庁もそうです。許可主義になりますと、なか／＼許可といふものは当面の考えによつて左右されまして、なか／＼与えられないといふのが通例である。そういう点からいって、あなたがたの意向が現実に行政面に現れておると思ひます。無用な取締が行われると思ひます。そうするとこれの発達を阻害するといふことがあるので、私はむしろ電信法につきましても何らかの例外的な取扱ひの規定をその規則が何かに置いて、簡単に届出か何かでやつて、

併しその場合には施設については電氣通信省の定める基準に合致したものでなければならぬ、若しその基準に合致しないことになれば、さつき申し上げたようにこれに対して検査をして、そうした場合によつては施設の変更を命ずることができるといふ、最後の権限を留保して置けば、大体はこれでましまるのではないかと、こういうことを私は申上げておるので、それについて是非常に困る点がありますか。

○説明員(杉山榮藏君) この点につきましてはお答え申し上げますと、私どものほうといたしましては、いろ／＼の御異論はあるかも知れませんが、御異論は街頭放送といふような種類の各施設につきましては、法の改正を行ひまする際におきましては、一定技術基準を与えまして、それによりまして届出主義をとるといふ方針で立法の一応の過程をふんでおつたわけでございまして、不幸にいたしまして今国会に提出できないような事情でございますが、その他の共同聴取の問題につきましては、我々の考えといたしましては、相当施設の大きなものもございまして、できてしまつてからこれらについていろいろの監督的な活動をするといふようなことは好ましくありませんので、実際にその施設が他のものに妨害を与えないように監督すると同時に、實際面といたしまして妨害が発生いたしましたならば、電氣通信省のほうの施設に責任があるのか、又は鉄道施設の責任があるのか、又は有線放送の施設の責任の所在を明確にいたしまして、本来責任あるものについてこの改修を命じて行くというのが至当であらう、

こういうふうに考えておる次第でございます。併し、只今のところそうした立法措置の点で明確に私のほうはお答えする段階には至つておりませんけれども、そういう考え方でこの有線放送の問題には臨みたいといふふうに私ども考えております。

○新谷實三郎君 今の問題は、私は多少意見が違ひますけれども、電氣通信省の意見はわかりましたからこの程度にして、それではこの有線放送業務の運用の規正に関する法律案ですから、無線電信法関係の経過規定というふうなものは勿論ここには入つていないわけですが、この法律が施行された場合に、無線電信法関係の取締ですね。それについては経過的にはどういふことをされるのですか。現在つまり全然届出もしないし、或いは許可も受けないでやつておる施設については、改めて許可を受けさせるという措置をとられるのですか。

○説明員(杉山榮藏君) お答えいたします。現在の施設につきましては、一応届出で以て許可に代えるといふような、通牒で問題を処分したいといふふうに考えております。今後有線施設をするにつきますと、許可主義をとりたと思ひます。

○新谷實三郎君 それはむしろおかしいんじゃないのですか。先ほどからのお話のように、現在相当大きな規模で以て北海道のごとき、公衆通信に相当大きな妨害を与えておるものがあるといふことで、むしろ逆に将来を慮れて許可主義をとらう、こういうふうなお話なんですが、将来は、これは届出主義をおとりになる方が許可主義を

おとりになる方が、届出主義をとつた場合には私の申上げましたように、或る技術的な基準を設けておやりなされば、現在起つてゐるような妨害といふものはそれは起らないだらうと思ひます。それを監督して行くことも十分できる。むしろ現在施設されておるものについては非常に困つておる間があるの、あなたがたが許可主義をとりたい、こういうことになつて来ておるのじやないかと思ひますが、そうしますと、これは法律の適用がいろ／＼になるので、解釈もいろ／＼になるのでお困りになる点があるだらうと思ひますけれども、現在の施設されたものについて、むしろこれは何らかの措置を法的に講じておやりにならないと、現在妨害を与えられておる施設をそのまま、一応それでは是認して行くといふような建前をとられるならば、さつきの御説明からいふと非常におかしなことになると思ひますが、この点はさう遠慮しないでお考えになつたら如何ですか。

○説明員(杉山榮藏君) その点は現在ある施設につきましては、只今お答え申上げたように届出といふことで許可に代えて行くといふような方針をとつて臨みたいと思つておりますが、これは只今は届出だから、すぐにそれならば妨害の準備ができなかつたか、こういうことになりまして、私設電信規則に基く施設でございますから、逐次急激にこの有線放送について電氣の技術基準を改める、改修を命ずるといふようなことになりまして、現在行われておる有線放送施設といふものの死命を制することになるといふことが考えられるのでございます。そういう妨害

の度、大きいものから逐次そういう点を講じまして、改修を施して行きたい。或いは向うを指導して行くというふうに考えております。

○新谷實三郎君　そういうことですから、私先ほどから申し上げたように強く言っておるんです。取りあえず通機が何かで届出をし、こういうことで、非常に現在妨害を与えておるものについて届出主義をとらして、そうしてそれによつて逐次よくして行く、恐らくそのものは何か技術的な基準をこしらえて、こういうふうにするという、これは内規になりますか、或いは何か規則になりますか、それは存じませんけれども、そういうことをおやりになるんでしよう。そうしますと、今後に起つて来る問題も同じような建前で行けるはずじやないかということになるんで、これは法律的な運用なり解釈なりの欠陥といえますか、従来の経過に關係するもので、余り深く言いませんけれども、根本的にはやはり最初におつしやつたような、現在非常にたくさん問題になつておる公衆通信に対する妨害除去の措置をどうしてとられるかということに關連して、やはり将来も監督官庁だから許可主義をとるのだというふうな平面的なことをお考えにならないで、實際その許可を受けるほうの側に立つて、而もその人たちが極めて辺鄙な山の中で、余り官庁との接觸のない人たちがなんですから、それを考えられると、手続を簡便にし、そうして成るべくさつき言つたように窓口を一つにし、或る最小限度の規定をこしらえて、それに合致すればどん／＼やつてよろしいのだというふうな建前でお進めにならないと、その法律案を

作つた趣旨にも合致しない。だからここには電波監理委員会のほうだけ書いてありますけれども、電通省の側のこともこれと並行して考えられないと、一方で如何に助長的方法をとりまして、電通省のほうでこれに反して、又従来と變つて非常にきつい方法をとつておやりになると、この法律の運用はうまく行かないと考えるものですか、これは別の問題ですから、この法律案に直接の關係はないと考えますけれども、電通省でもそういう意味でぜひ考えられたいと思うのです。私はほかの委員の御賛成があれば、そういう点についてこの法律案の附則にでも、電信法の運用について特例を設けて行くというふうなことを考えたほうが良いと思つてゐるのです。

○尾崎行雄君　この第三号にある街頭放送というのは、これは普通街中でやつておる広告が何かやつておるあれをいふのでありましようか。

○衆議院専門員(吉田弘苗君)　お話の通りでございます。ただ三号にはずつと将来のことも予想いたしまして、テレビジョンをあいつたような方式でやるということも予想して附加してございまして、現在の状態といたしましては、今申されましたいわゆる広告塔などを作ります、駅前その他でやつておりますあの街頭放送を考えております。

○尾崎行雄君　そうしますと、私にどうも理解ができないのですが、あれは放送とはいひますけれども、ただスピーカーで出して、すべて有線であるのであつて、どこにも電波との關係がないようでありまして、例えばここにレコード会社があつて自分の広告をや

る、一つの街で始めて、そうして自分のレコードをどん／＼と有線で街頭で鳴らすというのに、どこに電波との關係がございませうか。

○衆議院専門員(吉田弘苗君)　電波とは關係がございせん。のみならず、一号二号のほうも電波との關係も持つ場合もございまして、余り電波とは關係がないものと考えております。

○尾崎行雄君　一と二は、途中でとにかく電波で放送したものを受けて、そうして有線にするのであるから、電波と關係があると思いますが、三は全然電波とは關係がない、それを電波監理委員が監理するというのはおかしいかと、ここに電波監理委員会というものを設けてやるのが至当と思ひますが、如何ですか。

○衆議院専門員(吉田弘苗君)　実はその問題はこの法律案を作りますときの根本の問題でございまして、街頭放送を例に取りますれば、これは全く有線電氣通信の一種でございまして、従いまして電氣通信省の側において運用の規正をすべきではないか、電波監理委員会とは關係がないではないかというところ確かに一つの論として主張せられたのでありますが、併しながら一面放送せられた放送という面を取りますと、無線と有線との差はございまして、大衆に対して一定の音声その他を伝えまして、伝えるという作用については有線、無線の差はございまして、無線放送とよく類似しておる形でございます。従つてその番組の規正等は同じ基準に従つて同じ行政官庁がこれを律するほうが適當ではないかという理論も又ございまして、立案につきましては電波監理委員会、電氣通信省、双

方の意見をよく徴しまして結局施設面は電氣通信省において、それから番組の規正は有線電氣通信ではございまして、電波監理委員会が行政官庁としてこれの規正に當るといふことにした次第であります。

○尾崎行雄君　今の説明は、どうも電波と音波を混同しておられるようにとられて理解ができたいのでありまして、私はどうも街頭放送というのは別に取扱われたら結構なんではないかと思ひます。

○山田節男君　さつきの新谷委員の質問に關連してですが、有線放送の設備を私設電氣通信設備とみなして電氣通信省がこれを規律監督する、こうなつた場合に、例えば市街地でのラジオ共同聴取の場合には、電話線にインターフェアして、混線その他非常に不便を來すから、例えば裸線を使わせないと、被覆線を使わすとか、その他の規格に従うようにやる、これは私は当然だろうと思ひます。併し共同聴取の場合、北海道のような無燈地帯に相当大きなスケールの共同聴取をやつておるわけですが、そこなんか見ると、受信機から十キロ乃至十五キロの部落で電線を引張る場合、その聴取者の工夫その他極めてちやちや電柱を使用し、それから電柱がない場合には自然の木を利用したりして、非常にまあ原始的なことをやつておるわけです。併しこれは一般の通信には、電線がない所ですから邪魔なんなんです。そういうふうなことで間に合せてやつておるわけですが、ところが電氣通信省が有線放送設備を私設電氣通信設備として見做すという場合には、電柱はしつかりしたものを立てなくてはならな

い、高さは何メートルなければならない、線にしても裸線を使つてはいかんとか、というような七面倒くさい規格を作ると、これは非常な負担になるのです。ですから電氣通信省がこれを規律監督する場合には、そういう自然発生的に、而も経済的に非常に安くやろうというのが共同聴取の一つの本旨なんですから、そういうところへ電柱電線の規格までやかましく言われるとなると、非常に金がかかる。そうすると共同聴取のよつて以て起きた理由を歪曲するのであるから、そういう電柱とか電線とかいうものに対しては、何ら他のそういう規律監督上邪魔にならない場合には、現状のままでいいのかどうか、この点を一つ。

説明員(杉山榮藏君)　只今御質問のありましたように、そこに何らほかの通信施設がない、或いは田畑を通る電柱というふうなものにつきまして、山林を通るような場合におきまして、そういうものにつきましては私も一定の技術基準はきめて置きますけれども、それが實際問題としてそういう技術基準に適合しなければ許可しないというふうな技術基準のきめかたではございせん、技術基準が適用される場合には、他の通信施設に妨害が発生した場合には、その技術基準を適用させて行くという考え方でございまして、例えば測候所が、全然人が通らないような高いところから一つの通信施設、電信を設けたような場合につきましても、それが普通の状態の下におきましては相當の妨害が発生する危険性がございませうけれども、他に通信施設がないような場合におきましては、そういうものにつきましてはシビアに

そういう技術基準を適用するという考
えかたは毛頭持つておりません。従つ
てお話のような社会経済的な実態とい
うものをよく私も考えまして、それ
に適合したような許可の仕方をしてし
たいというふうに考えております。

○新谷實三郎君 ちよつと私提案者に
伺いたいんですがね、ちよつと速記を
とめて頂けませんか。

○委員長(寺尾豊君) 速記をちよつと
とめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(寺尾豊君) 速記を始めて下
さい。

○平林太一君 今の新谷君のに関連し
て、又過日私から発言いたしました内
容にも関連いたしますが、この本法の
制定に對しまして深く謙虚の態度を以
て臨まなければならぬということを申
上げたいと思つておりますが、御承
知のようにこれがこのような必要を生
じて参りました最大の原因をなしてお
りますものは、いわゆる電燈等の施設
のない、極めて辺陲の地方におきまし
て、これは私北海道にも行つて参りま
したし、一昨日は栃木県に参りました
が、そういう事情を見ますという
と、いわゆる今日約一千万人にも達し
ておるであろうと称する無線放送に對
する聴取の盛んな実態の中に、なお且
つ土地の事情によりまして、或いは生
活程度の極めて低い関係からいたしま
して、それを聴取することができない
というような事態に對しまして、それ
らの関係地方におきましてやむにやま
れない事情としてこの有線の施設、い
わゆる私の施設を作つて、そうして今
日文化の均霑に浴し、又生活の一助と
しての樂しみを強化することとしたし

ているのであります。こういうことが
その根柢をなしておるものでありまし
て、そしてこれに對しましては若し今
日、厳しくこれを何か届出、或いは秩
序上届出は止むを得ないでしようが、
許可というやうなことを、或いはその監
督関係の所管を何か大きくこれを取扱
いをするというやうなことになるて参
りますことは、非常にこれは注意しな
ければならぬことでありまして、そ
れならばむしろなぜそのような地方に
国家が進んで一般……いわゆるこの無
線放送、無線聴取を、開き得られるだ
けの設備をなぜ国家がしないか。そう
いうことを国家の力を以てしておらん
にもかかわらず、たま／＼地方の実情
としてそれら施設関係の創意工夫、そ
れぞれの苦心をして、又地方における
これら有線を通じての放送の聴取等に
ついては、それらの意欲に對しまして
地方の先覚者という者は非常ないわゆ
る愛郷、若しくは愛國の熱情を持つて
そういうことを斡旋、心配してやつ
た。そして今日それを安らかに楽しんで
おる。突如としてそれに對しまして
国として一つの強い法律の規正を与え
るというやうなことになるやうなこの
法律の作りかた、及びそのやうな運用
をいたし得られないやうな処置をとつ
て行きますという、これは私は容易
ならぬことだと思つております。であ
りますからこの点を深く考慮せられま
して、いやくも本法の施行によりま
して、これらの從來しておりました
いわゆる無線による聴取者の、又今後そ
ういふ必要に迫られておる地方があり
ながら、又計画しておる地方がありな
がら、それが非常に何か脅威を受け
て、自然に挫折しなければならぬとい

いうやうな事態に立至ることも深く考
慮に入れて、この法律に對する取扱い
の方向というものをきめて行かなけれ
ばなりません。只今関係者からお話を
聞いて見ますと、公衆施設に對して何
か障害を与えるというのであるが、現
在私ども北海道あたりで見ましたとこ
ろによりまして、公衆と申し
ても、いわゆる私設と申しまして、
私はそう違ふものではないと思ふ。私
設をいたしておるこの国民皆これ
公人である。公衆とはどういふもので
あるか、それらの人々皆公衆、公けの
衆人、人々ではないか。それらを余り
字句に拘泥いたしますことは、国家施
設としては公衆施設というやうなもの
は官設……昔の言葉で言えば官設であ
りまして、そういうことに對してい
わゆる私設というかも知れません。併
しこれは公衆と見て差支えないことと
ある。それならむしろ公衆施設に地方
の公衆が協力をしていたしておるとい
う態勢である。日本のいわゆる放送及至有
線を通ずるところのやうな文化向上
の方面に對する施設として、むしろこ
れは礼讃顯彰、大いに褒めてやるべき
ものじやないか。にもかかわらず、そ
れを逆に何か他人行儀を以てこれを取
扱い、規正をして行こうということ
は、よほど私は根本觀念において大い
に考えを改めてもらいたい。そして今
後ます／＼そういう施設が伸び／＼と
して行われるやうな方向に行くべ
きである。若しそれこれが悪用される
というやうなことに對する憂慮は、必
ずそういう点も考えられますが、そう
いふ点は極めて、又そういう方面でこ
れは取締をいたして行くべきである。
いわゆる治安警察方面の取締でこれは

行きますやう。今日といえども放送に
對する、いやくもこの國に障害を与
えるやうな放送は、その方面で障害を
取締るべき方法があるはずである。だ
からこの施設に對しましてはできるだ
けこれが助長発展して行くやうな方向
にこの法律の適用というものを考えな
ければならぬ。かように思ふのであり
ますが、今まで伺つて、これを
法を立てて、法律は直ちにそれに対す
る取締をし、そして直ちに処罰行為を
する、こういうやうな感覚を与えます
が、本法成立の根本というものはそれ
とは違ふと思ひます。私はだからそれ
をよく一つ考慮に入れられまして、そ
して円滑な、いわゆる有線に對します
る地方の、折角それらの民衆の意欲と
いうものが、その希望を達成するやう
な方向にいたしたいと思ふ。その面
におきましてはゆるゆる届出及び許可に對
しましての限度というものがおのずか
らきまつて行くのでありますから、そ
れを十分にいま一応考慮せられまし
て、これがいわゆる非常な行き過ぎの
ないやうに一つ処置をするやうに願
いたい。おのずから法文におきまして
も、私はこの面におきまして若十字句
の修正等をいたす箇所が数カ所あると
思ひます。提案者におきまして十分に
御考慮願ひたい。これは尤も衆議院と
參議院とは極く兄弟の関係ですから
申上げますが、私の信するところか
ら申上げますが、実はこれは国会が提
出側になるべき法案ではない、本来な
らばやはりこれは官庁が、いわゆる電
波監理委員会或いは電気通信省な
りが一応の案を作成して来て、それを
国会としては極めて、何といひます
か、大きな一つ広い幅を持つて、そう

して余りいわゆる大衆というものを奴
隷扱いにしないで、或いは信用して、
若しくは低級に見ないで、民衆を高い
感覚に置きまして、そうしてこの法と
いふものを修正或いは削除して行くべ
きものである。かような考へておりま
すが、併しこういうふうな国会に提出
されたことにつきましては誠に安當で
あると、この点は思ふのであります
が、そういうことを一つ考へて頂き
たい。余りこの取締は、これは日本人は
今日敗れたりといへども、決して野蠻
國民ではない、世界に誇るべき優秀な
民族である。嚴としてこれは動かす
ことができません。その民族に對し
て、野蠻國民のやうな扱いをいたしま
すことは非常によろしくないと思ひま
す。いわゆる民主主義の精神に徹し
て、そうして余り疑わぬ氣持を持ち
まして、いわゆる高い、民衆に對しま
する參議院としては、儀禮として、情
操というものを高く持ちまして、この
法案に對しまする作成をされるやうに
一つ希望したいと思ひます。提案
者に對しまして私もそういうことを申
上げたのであります。この点につき
まして提案の御趣旨につきまして又伺
うことができれば幸いと思つておりま
す。

○衆議院議員(高塩三郎君) 只今の御
意見御尤もでありまして、大体只今の
御意見の通りでございますが、御承知
のやうにこの法律ができましたために、折
角山間僻地に達達いたしました共同聴
取、そういうものを取締り、規正する
というやうなことでなくて、むしろ保
護育成するといふ根本趣旨で作つたの
でありまして、今後只今の御趣旨に副
ひまして、この法律が施行されまして

も、その施行の場合におきまして十分な弾力性を持ちまして、どこまでも保護、助長、育成するという方法で以て今後法律の運営をいたしたいと考えております。

○平林太一君 只今提案者からお話を承りまして私は安心いたしました。が、どうかそのように一つ今後この法律の最終結論に到達するまで、十分に一つの方向でお進めにならんことを希望して置きます。

○委員長(寺尾豊君) ちよつと速記をとめて下さい。

午後零時二十八分速記中止

午後一時十一分速記開始

○委員長(寺尾豊君) それでは速記を始めて。

これより再開いたします。先般ラジオ共同聴取施設調査のため、本委員会から三方面に議員が出張されました。実地調査をされましたが、その報告書は委員長の手許まで参つておりますが、いづれも実態を詳しく述べられて、この有線放送に対しては何分の規律をすることが必要であるとの御報告であります。この際口頭報告はこれを省略いたしまして、右の要旨を委員会會議録に掲げて置くことにいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。さよう取計らいをいたします。

○委員長(寺尾豊君) なお電波監理委員会設置法の一部を改正する法律案が内閣委員会に付託されておりますが、当委員会にいたしまして重大関心の

あるところでございますので、連合委員会開会の申込がある場合におきましては、承諾することにいたしたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(寺尾豊君) さよういたします。本日はこれにて散会いたします。

午後一時十三分散会

出席者は左の通り。

委員長 寺尾 豊君
理事 村尾 重雄君
委員 新谷寅三郎君
大島 定告君
鈴木 恭一君
山田 節男君
尾崎 行輝君
平林 太一君
高塩 三郎君

衆議院議員

政府委員

電波監理委員 網島 毅君
電波監理委員 後藤 隆吉君
常任委員会専門員 柏原 榮一君
衆議院事務局側 常任委員会専門員 吉田 弘苗君
説明員

電氣通信大臣 杉山 榮藏君
官房審議室長

〔参照〕

第一班は、栃木県烏山町におけるラジオ共同聴取施設を視察いたしました。その概略を御報告申し上げます。現在烏山町内には、昭和二十二年十一月施設された組合系の「ラジオ

共同聴取組合」と、昭和二十四年施設された福沢寅雄氏の個人経営のものとの二つの施設があり、その加入者数は前者は四百世帯、後者は百十七世帯となつております。その親受信機はいずれも自家製のスーパージ型で、出力は両者共三十ワットで、電源としては電燈線を利用しています。その他の施設については、両者は相当の差異がありまして、組合経営のものは、線路延長約六キロ、そのうち単線の部分は二・四キロを含んでいて、色々と問題を残しています。が、福沢経営のものはその延長二・五キロで、線路は複線式ですから別に問題はありません。

次に経営面を見ますと、「組合」では、従来の投資額は約五万五千円、福沢の方は約七万五千円といわれています。又新加入の場合建設費の負担は、両者共五百円を要しますが、「組合」のものは外線費を含んでいるから相当距離ある場合は不可能であることがわかりました。

維持費は両者共月五十円ですが、NHK聴取料月額三十五円は別に加入者が支払うことになっております。建設、保守の工事のやり方は、「組合」は電氣工事人に請負わせ、福沢の方は本人が旧海軍の無線技術者であつたので、直接本人が行なつています。

業務運営の内容を見ますと、両者共放送聴取のみで、共同聴取施設を利用して「マイク」を通じてやる連絡とか告知とかの放送は全然行なつていません。これは施設の許可を受けるときマイクの使用を禁止された結果ですが、懇談会ではその使用を

両者共希望してしました。

次に公衆通信・鉄道通信線等に悪影響を及ぼした事例について調査しましたところ、前述の「組合」のものは、その施設当初から単線が多かつたので、公衆通信線や烏山警察署の通信線(三回線)に相当の妨害を与えていました。そのため昭和二十五年五月には東京管区本部栃木県通信出張所長からの妨害に対する申告がありました。

この妨害の事実が福沢のほうは最初から複線式であつたので何ら問題を惹起していません。施設当初の突情を調査して見ますと、「組合」のものは昭和二十二年五月に、組合の理事本多武氏より出願がありました。が、当時通信局管内にはこのような施設の例がなかつたので、その取扱を慎重に行ひ、即ち一般の放送聴取者に対する規定のほか、私設電信規則の適用を受けることとして、次の如き附帯事項を附して同年十一月に許可を与えています。その條項は許可なくして送話装置を設備して送話せぬこと。通信大臣は本施設が他の電氣通信に障害を及ぼしたとき、又は工地上妨害となるとき、若しくは危険の虞があると認めるときは、設備の改修又は特別の施設を命ずること、であつた。併しながらその後公衆電話線、警察電話線に妨害があるのを、昭和二十三年十月に前記の本多武氏宛に次の内容の指示書を交付しています。

他の電氣通信施設に妨害を与え、又人畜物件に危害を及ぼす虞れもあるので、その屋外線路を私設電信規則に適合するよう速かに改修された

いこと。親受信機を中心とする半径三百メートル以上の区域には加入者を増設しないこと。改修工事が落成したときは、直ちにその落成届及び詳細な線路構成図を提出すること。右に対しては組合の責任者である本多武氏より改修は高額の費用を要するので、経営組織を変更して、株式組織にしようとする中、材料の電柱は既に百本を発売したが、二十本しか入手していない。又工事は同町の石川電氣工業に交渉中との回答があつたが、一向に進捗しないので、更に昭和二十五年三月には重ねて注意を与えたばかりでなく、その後も文書、口頭で指示督促をした事実があります。

又昭和二十五年六月以降は、この施設の監督は電通省の所管となつたので、本件一括書類を関東通信局へ移譲されています。

次に栃木通信部の処理模様を調査しましたところ、妨害を受けた警察線が単線であつたので、この複線化を計画したが、なか／＼実現できず、漸く本年二月に実施してあります。その結果従来悩まされた警察線は、誘導妨害から漸く免れることができるようになりました。

以上のような事実から、共同聴取の線路も他の通信線路も複線であるならば、妨害の問題は相当解決するものと思はれます。

終りに現地の懇談会席上いろいろな議論となつたものの中で参考とすべきものを述べますと、利用者代表から、この施設は、ラジオの購入費、維持費が不要で、経済的であり、又停電のときも聴取出来て便利

である。できれば経営体を法人又は町営等にして、健全な発達を希望するとの発言があり、個人経営者の福沢氏は、資金が二十万円もあれば、一切の建設費をまわらなくても加入者から月額五十円の維持費だけで十分やつて行けると思う。この融資の方法を何とかしてもらいたい。又線路を三線式にして加入者の希望に応じて、第一、第二の放送を切り換えることをできるようにしたい。

「組合」の代表者の本多氏から、線路を複線式に整備するに、その費用が十二万円程度かかるので、なかなか困難である旨を述べていました。

なお今回の視察で、警察通信線の整備が相当遅れている実情を知りましたが、これは別の問題といたします。

私の報告は一先づこれで終りとなりますが、詳細は報告書を御覧願います。

第二班の参りましたのは千葉県亀山村であります。その節、村の助役、郵便局長、駅長、小、中学校長及び無線電燈家聴取者代表のかたなどのお集りがあり、それにも臨みまして、併せてその概略を申し上げますと、同村は昭和十九年一月に三〇名程度の小規模で創設され、二十四年二月個人経営の形態で共同聴取の認可を得ております。共同聴取の動機は、戦時中警報聴取の目的で村の数カ所に受信機を置きましたところ、日夜交代の警備員の取扱いの不馴れの者のありました故が、頻繁に故障を起しますので、試験的に受信機から有線によつて、スピーカー

のみを備えるようにしましたところ、故障もなく、維持費も低廉であつたのからヒントを得ましたのが、同村の産物であります。

経営者はラジオ商でありまして、同氏の長男で高等農林出身で、この方面に興味を持ち、且つ研究しておるのを相手としております。今日では加入者三百七十を数え、受信契約者の六九・六%を占めており、線路総延長は八十「キロ」で最長線路は十八「キロ」、即ち四里半であります。

各戸の建設費は、距離の長短によつて異にしてありますが、架設材料及びスピーカーを含めて、二百円乃至五百円で、保守費としましては月額二十五円宛を施設者に納めております。

次に共同聴取施設を利用して、役場及び農業協同組合の公示事項並びに緊急事項を放送しておりますが、公示事項については役場なり、農協なりが、書面にして放送者に、放送者はそのまゝを放送するという仕組みで、緊急事項は書面でも来ることもあるが、大体放送者の臨機の措置によつております。

つい先だつても伝達よろしきを得て火災を未然に防止したという事例もあつて、地方民は告示施設に対し賛辞を呈してあります。

次にこの施設と通信線との関係を多少懸念しておつたのであります。同村のものは大体理想に近い施設をしておりまして、従つて故障問題は起してはいないようであります。そこでこのような施設は今や全国的に普及しつつあるので、この施設を利用しての告示放送も活潑になつて来るものと思われまします。

従いましてその種類、内容等はどうか、これが監督をどうするか、又施設の面では通信線等に障害を誘導することがないかと、種々な問題を惹起することが予想されますので、どこまでもこれを育成助長する方向で何等か取締る対策を講じて置く必要があるのではないかと考えておる次第であります。

なお詳細は調査書を委員長のお手許へ差上げてありますから、それにて御承知をお願いしたいと思います。以上で御報告を終ります。

第三班の視察しました施設は愛知県豊坂の桐山部落にありまして、この村は東海道線幸田駅から約二キロ所であります。この施設は昨年の十二月一日に設置したものであります。これは部落の共同施設でありまして、これには七十四世帯の内七十一世帯の加入を見ていますのであります。この村は相当文化的関心が高くありまして、昨年から各部落ごとに加入電話の開通を見ております。又ラジオの普及状況も良好であります。これを施設するに至りました動機は、この地域には並四受信機が大半を占めておつたのであります。この地域は夜間の電圧降下が甚しいためにこの並四受信機では完全な聴取ができなかつたこと、及びこれにマイクを付けて告知を行えば、この地方の果物の集荷、その他公の告知、配給の通知等に非常に便利であり、更にこれに非常ベルをつけることによつて盗難、火災など

の時に役に立つであらうということにあつたのであります。この施設は十球スーパーでありまして、告知用のマイクと更に非常用のベルがついておりまして、その建設に当つたのは長谷保司という部落の青年でありまして、別段正式な技術者の資格とて持つていないようでしたが、軍隊で航空機関については技術の心得を會得致した人でありまして、その設計その他については放送局の指導と助力を受けたこととあります。

線路は二線式としてありまして、現在では電信電話、鉄道の信号等に対する妨害はないようでありました。この施設の建設費は全体で十三万三千一百円でありまして、一戸当り千五百円となつたのであります。

この保守費用は毎月十五円を徴収しラジオ聴取料三十五円と合して一戸当り五十円を徴収しておるとのこととあります。

運用方法はラジオは放送のある間は全部第一放送を流して置き、第二放送を聞きたい人はラジオ元まで来てもらうことにしておるとのことでしたが、運営については投書函を設けて一般の希望を聞き、又三名の委員を部落から公選して各種の決定をしていくようでした。又告知事項は農業協同組合又は村の公知事項に限つており、政治的方面には使はないつもりであると言つておりました。

施設の維持及び運営については別段記録も持つていないとのことでありました。

私どもと一緒に名古屋から電気通信局長、電波監理局長が参りました。が、地元では村長、郵便局長その他

村の主だった人が三十人ばかり集まつてくれました。いろいろと懇談をいたしました。この施設に対しては放送局は拒みもしないが将励もせぬという態度であつたが、因としてこれを奨励することとし、資材又は技術の面で援助するようにしてもらいたい。又共同聴取の料金は割引があつて然るべきではないか、又料金は組合がまとめて払うのだから徴収費用だけ割戻しがあるべきでないかなどの要望がありました。

この施設のほか二月六月から同じ村の須美部落に八十四戸の部落全戸加入の施設ができておりました。その概要はほぼ右と同様でありまして、前に申上げたものと一揃に記録として委員長の手許に提出してありますから、ここで口頭で申上げることを省略いたします。

共同聴取施設は御承知の通り戦後北海道を初め各地方に急激に設置されて参りました。二十五年十一月十五日現在では施設数、四〇八、加入者三万四千に達し、更に月を逐うて増加の状態であります。設備の面では電信電話に対する妨害の問題、運用の面においては利用の公平、内容の公正等の問題について考慮を払はなければならぬではないかと思ふのであります。私どもの視察しました二つの施設につきましては具体的問題はなかつたのであります。が、ラジオが重要な文化施設であることは今更いふまでもないところでありまして、特に避遠の地とか、ラジオの感度のよくない所とか、無灯地帯とかに對しましては、この施設は地方文化の最も重要なものであります。

で、これが健全な発達をするように
何分の規準を与えて置くことは、国
家的に見ても又施設者及び加入者に
とつて必要なことであると感じて参
つたのであります。
以上簡単でありますがこのを以て
私の視察報告を終わります。